

第 6 9 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 5 号中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

第 1 条の 3 第 1 項中「。以下「当該実費相当額等」という。」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「及び額は、次のとおり」を「は高等学校等入学準備助成とし、その額は 1 0 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の表を削る。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

（ 5 ） 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和 7 年足立区条例第 号）による改正前の足立区育英資金条例の規定による奨学金返済支援助成を受けていないこと。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項第 1 号中「第 3 条第 2 項各号」を「第 3 条各号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「第 3 条第 2 項各号」を「第 3 条各号」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 1 0 条第 1 項を削り、同条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 2 項各号」を「第 3 条各号」に改め、同項を同条とする。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「及び学資金の助成」を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第1条の2第5号の規定は、令和7年4月1日から適用し、この条例による改正後の第1条の3第1項の規定は、令和7年4月1日以後の奨学資金の給付について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例の規定により奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者の決定を受けている者及び奨学金返済支援助成の交付決定を受けている者に対する足立区育英資金条例第3条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

社会人を対象とした奨学金返済支援助成制度の創設等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。